

# 三原市 市民協働のまちづくり推進計画 (案)

平成 21 (2012) 年 3 月  
(平成 24 (2012) 年 3 月改定)

三 原 市

## 目 次

計画の改定について .....	1
第1章 計画の趣旨 .....	2
1 計画策定の目的 .....	2
2 計画の期間 .....	2
第2章 市民協働のまちづくりの必要性 .....	3
1 背景 .....	3
2 市民と行政の役割分担の見直し .....	4
3 市民協働の効果 .....	5
第3章 市民協働の基本原則 .....	6
第4章 市民協働のまちづくりの現状と課題 .....	7
1 これまでの主な取組み経緯 .....	7
2 市民協働の現状と課題 .....	8
第5章 推進方策別の基本目標・施策体系図 .....	12
第6章 市民協働の推進のための目標と施策 .....	13
1 情報を共有できる仕組みづくり .....	13
2 市民意識の醸成・職員意識の改革と 担い手・推進体制づくり .....	16
3 市民がまちづくりに参加・参画しやすい 仕組みづくり .....	21
4 市民活動、地域活動がしやすい環境づくり .....	26
5 協働を評価し推進する仕組みづくり .....	32
6 具体的施策の項目別年次計画 .....	34
第7章 計画の推進にあたって .....	37
1 計画の推進体制の整備 .....	37
2 計画の進行管理 .....	37
<b>資 料</b>	
資料1 用語解説（用語解説にある言葉は本文中に*をつけました） .....	38
資料2 三原市市民協働推進委員会設置要綱 .....	39
三原市市民協働推進委員会委員名簿 .....	41
「三原市市民協働のまちづくり推進計画」 改定経過 .....	42

## 計画の改定について

三原市では、平成 21(2009)年 3 月に市民協働のまちづくりの具体的な取組みを定めた「三原市市民協働のまちづくり推進計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、市民協働のまちづくりにつながる環境整備や仕組みづくりを進めてきました。

本計画は、長期総合計画の計画期間(平成 17(2005)年度～平成 26(2014)年度)の終期に合わせ、平成 21(2009)年度から平成 26(2014)年度までの 6 年間とし、3 年目の平成 23(2011)年度に中間見直しを行うことを規定しています。

また、本計画の推進により、市民活動や地域活動に取り組む市民や行政職員の市民協働に対する意識の向上とともに、企画段階からの協働事業の取組みも進んできた一方で、市民活動や地域活動に対する関心が高くない人への意識啓発が十分ではないことや、協働事業を取り組むなかで協働のあり方に対する課題も生じています。これらの課題に対応していくために、本計画を検証し、引き続き市民協働のまちづくりを推進していく必要があります。

そこで、市民活動団体や住民組織、行政などの多様な主体が一体となって、市民協働のまちづくりを効果的に実践することで、豊かで住みやすい、活気あるまちを実現するため、本計画の一部を改定します。

なお、計画の改定にあたっては、学識経験者、市民活動・住民組織の関係者、一般公募市民等で構成する「三原市市民協働推進委員会」と行政内部組織の「三原市市民協働推進本部」が協働で計画の検証・改定作業を行いました。

平成 24 (2012) 年 3 月

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の目的

三原市では、平成20(2008)年2月に「三原市市民協働のまちづくり指針 ～海・山・空 夢ひらく 市民協働のまちづくり～」を策定しました。これは、三原市長期総合計画基本構想（平成17(2005)年12月議決。以下、「長期総合計画」という。）で示された本市の将来像『海・山・空 夢ひらくまち』の実現のためには、これまでの行政主導によるまちづくり\*ではなく、多様な市民の知恵と力を結集し相乗効果を創出できる、市民と行政との協働によるまちづくりを進めることが不可欠であるため、市民協働のまちづくりを推進する道標（みちしるべ）として策定したものです。

この指針には、市民協働のまちづくりの必要性や基本的な考え方、協働の担い手に期待される役割、推進方策の方向性などが示されています。今後、指針に基づき、市民協働のまちづくりを着実に進めていくためには、市民協働のまちづくりにつながる環境整備や仕組みづくりが必要です。

「三原市市民協働のまちづくり推進計画」（以下、「本計画」という。）は、そのための具体的な取組みを盛り込んだ計画です。

**市民協働**とは、市民（個人）、市民活動団体、住民自治組織、各種団体、企業、行政など、本市を構成する多様な主体が、共通する地域課題や公共的課題の解決又は地域の魅力の創造のため、対等な立場で、相互の責任と役割分担のもとに取り組むことです。

これら多様な主体を**協働の担い手**と呼び、多様な主体の協働（「市民と行政の協働」あるいは「市民相互の協働」）によるまちづくりの体系を、**市民協働のまちづくり**と呼びます。

そして、多様な協働の担い手が、いずれも「まちづくりの主役・当事者」として、

- (1) 三原市の市政・まちづくりに積極的に参加・参画すること**
- (2) 組織・団体を育成し、市民活動・地域活動を活発化すること**
- (3) 市民と行政、あるいは市民相互の協働（協働事業）を拡充すること**

これらが、本市が進める**市民協働のまちづくりの柱**となります。

## 2 計画の期間

市民協働のまちづくりは、長期総合計画に基づいた取組みであるため、本計画の計画期間は、長期総合計画の計画期間(平成17(2005)年度～平成26(2014)年度)の終期に合わせ、平成21(2009)年度から平成26(2014)年度までの6年間とします。

## 第2章 市民協働のまちづくりの必要性

### 1 背景

市民協働のまちづくりを進める背景には、次のような要因があります。

#### (1) 三原市の魅力の創造

合併後、各地域の持っている個性や魅力が最大限発揮できるようなまちづくりを進めることが課題となっています。今後とも、各地域の住民が地域に誇りと愛着を持ってまちづくりを進めるための仕組みが必要となっています。

#### (2) 市民ニーズの多様化

少子高齢化、情報化、国際化、社会経済の成熟化等により、市民のライフスタイル\*や価値観が大きく変化しています。多様化する市民ニーズ\*のすべてに行政が対応することは困難となってきているため、一人ひとりの市民が潜在的に持つ活力を大いに発揮し、まちづくりに活かすことのできる仕組みが必要となっています。

#### (3) 市民の参加意識の高まり

ボランティア\*やNPO\*などの市民活動に見られるように、多くの分野で市民自らがまちづくりの主体としてかわり、ノウハウ\*や能力を活かしながら社会参加する意識が高まってきています。また自主防災活動や子どもの見守り活動など、住民自治組織を中心に地域を挙げて地域課題への自主的な取組みを始めた地域も出てきています。

#### (4) 地方分権\*の進展への対応

地方分権の進展により市町村の権限も拡大して、自治体は自己決定・自己責任の原則に基づき、地域の特色を活かした個性豊かなまちづくりを求められています。このため、地域を知り、地域に愛着を持つ市民の力が欠かせなくなってきました。

一方、分権型社会の構築のためには、地域における住民自治の拡充が必要なため、「地域の課題は地域自ら解決する」を基本に、地域住民の自主的・主体的なまちづくり活動が求められています。

#### (5) 新しい行財政運営の必要性

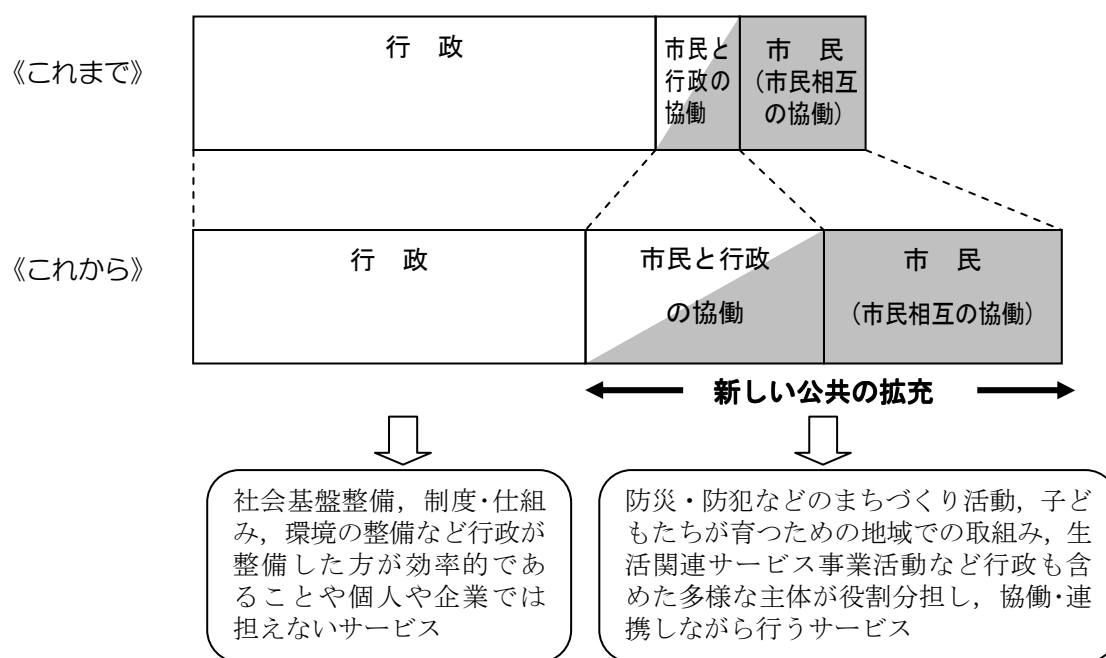
わが国の経済は低成長の時代に入り、地方自治体には抜本的な行財政改革が求められています。改革を実現するためには、行政から市民に対して一方向的にサービスを提供するというまちづくりの進め方を改め、行政と市民がそれぞれ責任感を持って適切な役割分担をする地域行政への転換を目指すことが必要となっています。

## 2 市民と行政の役割分担の見直し

「1 背景」で示した背景のもと、市民協働のまちづくりは、次のような基本的な考え方にに基づき、市民と行政の役割分担の見直しをすることでもあります。

### (1) 「新しい公共」の拡充

多様化・高度化した市民ニーズにきめ細かく応えるためには、「公共的なことはすべて行政が担うべき」との考え方を換え、市民（個人）、市民活動団体、住民自治組織、各種団体、企業など地域にかかわるすべての主体が担い手として、積極的に社会参画し、また、それぞれが役割と責任を果たすことにより、地域社会全体で公共・公益を担うことが求められています。このような公共サービス\*の領域（「新しい公共」）を広げることが必要です。



### (2) 補完性の原則（自助・共助・公助）の再認識

地域防災，地域福祉等の活動の中で，地域コミュニティ\*の重要性が見直されており，身の回りの問題は，まず個人や家庭が解決にあたり（自助），個人や家庭で解決できない問題は地域の助け合いで解決し（共助），それができない問題は行政が解決する（公助）という「補完性の原則」が再認識されています。

それぞれ自分たちのできることは責任を持って行っただうえで，できないことをお互いに補完し合うことが基本となります。

### 3 市民協働の効果

市民協働のまちづくりの推進により、次のような効果が期待されます。

#### (1) 市民にとっての効果

##### <市民（個人）>

- ニーズに合った、きめ細やかで多様な公共サービスの提供につながります。
- 市民活動や地域活動\*に参画する機会が増え、生きがいつくりや自己実現の機会の創出に結びついたり、コミュニティの再生にもつながります。
- 市民と行政との距離が縮まり、自治の基本ともいえる自己決定・自己責任を基調とする市民が主体となった新しい社会の形成につながります。

##### <市民活動団体、住民自治組織等>

- 市民活動団体、住民自治組織等が自らの社会的使命をより効果的に実現する機会が増え、活動の場が広がり、市民活動、地域活動の活発化につながります。
- 市民活動や地域活動への地域住民の理解を得やすくなり、社会的認知を高められます。
- 「公平性・平等性」「総合性」といった行動原理を持つ行政との協働を通じて、運営基盤の強化や政策提言能力の向上など組織のレベルアップを図ることも可能となります。

#### (2) 行政にとっての効果

- 企画段階から協働を行うことで、市民活動団体等の特性やノウハウを行政施策に取り入れ、きめ細やかで、市民ニーズに沿った行政サービスの提供につながります。
- 「先駆性」「専門性」「柔軟性」「多様性」といった特性を持つ組織である市民活動団体等の考え方や活動に直接触れることで、職員の意識改革や資質向上につながります。
- 協働を意識することにより行政の事業のあり方や組織のあり方などの見直しにつながり、行政の効率化など行政の体質改善の実現にもつながります。

### 第3章 市民協働の基本原則

市民協働のまちづくりを進めるにあたっては、次の原則を尊重します。

#### (1) 対話の原則

対話は協働を進めるうえでの基本であり、相互理解に基づく信頼関係を築き、協働の目的を共有するためにも不可欠です。

#### (2) 対等の原則

能力や資源の対等ということではなく、双方が同じ課題解決・魅力創造の当事者であり、対等な関係であることを常に意識することが重要です。

#### (3) 自主・自立の原則

協働の担い手はそれぞれ自立した存在として、役割分担や責任の所在を明確にするとともに、自主性を尊重し、お互いに独自性、専門性を高めていきます。

#### (4) 相互理解の原則

お互いの違いや特性を認め、長所・短所を理解したうえで、知恵と力を結集し相乗効果の創出に努めます。

#### (5) 目的・プロセス\*共有の原則

お互いに何のために協働するのかという「目的」を共有するとともに、企画、実施、評価の各段階において対等に協議する機会を設けるなど、協働事業のプロセスを共有します。

#### (6) 相互変容の原則

協働を通じて、「共に学び」、「共に育ち」、「共に変わる」という姿勢や意識で行動します。

#### (7) 公開の原則

協働事業を進めるときは、その取り組みが、だれでも分かるような透明性を持つ必要があるため、積極的な情報公開を行います。

#### (8) 評価の原則

協働事業の成果や効果について、協働の担い手が相互に評価するとともに、事業の経過や結果が市民から評価され、よりよい協働となる仕組みをつくります。



## 第4章 市民協働のまちづくりの現状と課題

### 1 これまでの主な取組み経緯

市民協働のまちづくりを進めるため、平成17(2005)年3月の合併以降、次の取組みを行ってきました。

年	月	取組み
平成17(2005)年	12月	長期総合計画基本構想における主要な構想の1番目に「住民協働都市構想」を設定
平成18(2006)年	2月	市民活動団体を対象に人材育成講座を開始(以後、毎年度開催)
平成19(2007)年	2月	市民協働のまちづくりを推進するための庁内組織として「三原市市民協働のまちづくり推進検討委員会」を設置
	4月	サン・シープラザ4階の三原市ボランティアセンターに市民活動支援機能を加え、「三原市ボランティア・市民活動サポートセンター」と名称変更
	9月	協働のまちづくりシンポジウムを開催
平成20(2008)年	2月	「三原市市民協働のまちづくり指針」を策定
	3月	「三原市住民組織活性化構想」を策定
	4月	市民協働のまちづくりを促進するため、「まちづくり推進課」「各支所地域振興課」を設置 「三原市住民組織活動補助金」を創設
	6月	市民協働のまちづくりを推進するための外部委員会(市民委員会)として「三原市市民協働推進委員会」を設置
	9月	市民協働のまちづくりフォーラムを開催
平成21(2009)年	3月	「三原市市民協働のまちづくり推進計画」を策定
	4月	各支所地域振興課に「まちづくり推進課兼務職員」を配置
	9月	市民協働のまちづくりフォーラムを開催
平成22(2010)年	1月	「みはら市民協働サイトつなごうねっと」を開設
	3月	市職員を対象とした「市民協働の手引き」を作成
	6月	「市民協働のまちづくり推進検討委員会」を廃止し、新たに「市民協働推進本部」を設置、各課に「協働推進員」を配置
	10月	市民協働のまちづくりフォーラムを開催
平成23(2011)年	4月	「三原市市民提案型協働事業」、「三原市市民活動団体育成事業」を創設
平成24(2012)年	1月	市民協働のまちづくりフォーラムを開催

## 2 市民協働の現状と課題

本計画の中間見直しにあたり、市民協働のまちづくりに対する現状把握のため、市民協働の中心的な担い手となる市民活動団体と住民組織を対象に、アンケート調査を平成23(2011)年10月に行いました。

また、同様の目的で本市の職員を対象に、平成20(2008)年度から毎年度、市民協働のまちづくりに関する職員アンケートを実施してきました。

これらの調査及び市民協働のまちづくり指針の策定にあたり実施した市民・市民活動団体・住民組織へのアンケート調査（平成19(2007)年6～7月実施。以下「平成19年度調査」という。）結果との比較から、市民協働のまちづくりについて、次のような現状と課題が明らかになりました。

### (1) アンケート調査の共通設問から見る現状と課題

#### ①市民協働の理解度

市民協働について、「よく理解している」又は「なんとなくは理解している」と回答した割合は、市民活動団体80.1%、住民組織56.7%、市職員76.3%となっており、市民協働を理解している人が多いことが分かります。また、市民協働を理解している人の割合が他の主体と比較して少ない住民組織についても、平成19年度調査では「よく知っている」及び「だいたい知っている」と回答した割合が47.7%でしたが、今回調査では約10%増加しており、市民協働に対する理解が進んでいます。

#### ②市民協働のまちづくりの必要性

市民協働のまちづくりを推進していくことについて、「必要だと思う」又は「どちらかといえば必要だと思う」と回答した割合は、市民活動団体91.9%、住民組織76.2%、市職員94.9%を占めており、市民協働のまちづくりの推進が多くの人に必要とされていることが分かります。

#### ③市民協働のまちづくりを推進するために必要なこと

市民活動団体、住民組織及び市職員へのアンケートにおいて、「市民協働のまちづくりを推進するために、どのようなことが必要だと思うか」の設問に対して、「市民と行政が情報を共有できる仕組みづくり」と回答した割合が最も高く、続いて「市民が市政やまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくり」と回答した割合が高くなっています。また、住民組織及び市職員は、「市民への意識啓発やリーダーの育成」と回答した割合が3番目に高くなっていますが、市民活動団体は「市民活動団体を支援するための助成制度やサポートセンターの充実」と回答した割合が3番目に高く、市民活動団体が活動への支援を望んでいることが分かります。

## **(2) アンケート調査結果から見る協働の担い手の現状と課題**

### **①市民活動団体**

- 市民活動団体は、数人のボランティアグループからNPO法人まで、構成員（会員）や活動範囲、活動形態などが多様です。
- 約5割の団体が、会員20人以下で構成されており、少人数で運営する団体が多いことが分かります。
- 活動分野は、平成19年度調査と比較すると「子どもの健全育成」に関する分野が増加しています。（平成19年度：「子育て・青少年育成に関する活動」17.6%，今回：「子どもの健全育成」39.6%）
- 活動状況について、市民活動団体の57.7%は「活発に活動している」、32.4%は「ある程度活動している」と回答しており、ほとんどの市民活動団体は活動を継続していることが分かります。
- 活動団体が抱えている課題としては、「会員数の減少、又は新しい参加者が増えない」、「若い人の参加が少ない」、「活動経費の不足」、「役員のなり手不足」を挙げる団体が多く、平成19年度調査時点と同様の課題が挙がっています。これらの課題から、今後活動を維持していくことが難しくなる団体が出てくることが予想されます。
- 他団体との連携については、活動のなかで連携・協力している団体等が「ある」と回答した割合は72.1%で、「情報交換」や「事業の協働実施」などを行っており、団体間での協働が進んでいます。また、連携・協力している団体として、市民活動団体や町内会等の住民組織、各種団体、行政、医療機関、大学などが挙がっており、多様な主体との連携が見られます。

### **②住民組織**

- 住民組織の代表者は、回答者の82.9%は男性で、60歳以上の人が78.4%を占めています。
- 地域活動について、「かなりうまくいっている」または「うまくいっている」と回答した割合は、67.7%を占めており、住民組織による地域活動はおおむね維持されています。
- その一方で、地域活動における改善すべき点として、「活動の担い手（人材）を充実させること」と回答した住民組織の割合は、59.1%で最も多く、続いて「活動の基礎となる地域的なまとまりを高めること」が32.0%、「活動のための資金を充実させること」が20.7%となっており、活動のための人材や資金の不足といった今後の活動継続に関わる課題が挙がっています。
- 行政や地域の各種団体等との協働について、「協働で活動を行ったことがある」と回答した住民組織は、全体では25.4%となっています。地域別に見ると、三原地域が

34.6%と最も高く、続いて、大和地域 33.3%，久井地域 15.7%，本郷地域 10.3%となっており、地域間で他団体との協働の取組みに差があります。また、住民組織全体の 67.0%は、「協働で活動を行ったことがない」と回答しており、8割近くの住民組織が市民協働の必要性を感じていますが、他団体との協働を実践している住民組織はまだ多くないことが分かります。

### **③行政**

- 平成 20 年度から行っている本市職員を対象にしたアンケートにおいて、市民協働について理解している職員の割合は、平成 20(2008)年度は 50.8%でしたが、平成 21(2009)年度は 69.7%，平成 22(2010)年度には、76.3%となっており、職員を対象とした市民協働に関する研修の毎年度実施により、職員の市民協働への理解が進んでいます。
- 担当業務において、市民協働の推進を意識して仕事を進めていると回答した職員の割合は、平成 20(2008)年度は 36.3%でしたが、平成 21(2009)年度は 51.3%，平成 22(2010)年度には 58.4%となり、市民協働に対する職員の意識が高まってきていることが分かります。
- 職員の市民協働への理解と意識の向上は進んできていますが、係長級以上の職員と比較して、主任級以下の職員は、市民協働への理解及び担当業務における市民協働の推進への意識が低い傾向があります。
- これまでの職務において、協働に関する事業に取り組んだことがあると回答した職員の割合は、46.9%となっています。

## 参考

今回アンケート調査を行わなかった市民（個人）、各種団体、企業については、平成20(2008)年度に策定した本計画に挙げていた現状と課題を再掲します。これらの主体については、平成26(2014)年度の見直し時期に合わせて調査を行います。

### ①市民（個人）

- 市民アンケートの回答者の約6割が、「市民協働」について知らないと答えており、市民協働が、まだ市民の共通理解になっていません。
- ボランティア団体・NPO法人の活動への参加経験のある人は、現時点では多くありませんが、今後の参加意欲のある市民は多く見られます。
- 地域活動やボランティア活動の担い手の多くは中高年層であり、30歳代以下の若い世代は、市民協働についての認知度も低く、活動への関心も低い傾向があります。

### ②各種団体

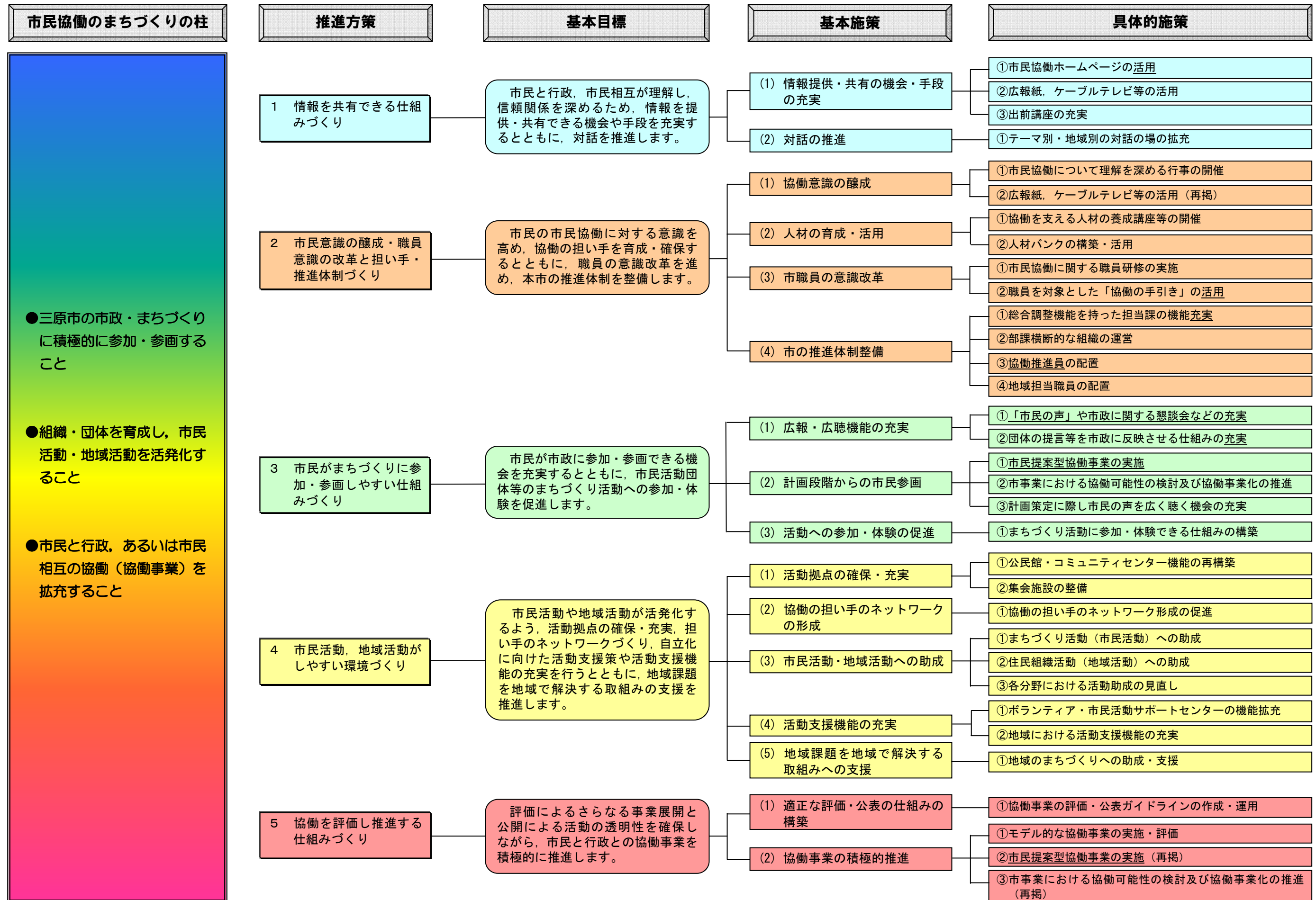
- 各種団体には、商工会議所、商工会、青年会議所等の経済団体や女性会、老人クラブ、PTA、社会福祉協議会等があります。
- 会員制の経済団体の多くに、会員数や活動財源の減少傾向が見られます。
- 商工会議所、経済同友会、青年会議所などでは、まちづくりに関する自主的な検討や提言等が行われています。
- イベントなどにおいて、住民組織や市民活動団体等との目標共有がうまくできていないという課題が指摘されています。

### ③企業

- 企業は商工会議所、商工会等を通じてのまちづくりへの参画のほか、個々の企業として、祭り等のイベントへの参加、防災活動等における行政との協働が行われていますが、企業数は多くありません。

# 第5章 推進方策別の基本目標・施策体系図

本計画において、推進方策別の基本目標・施策および具体的施策で取り組む環境整備や仕組みづくりの体系は次のとおりです。内容については第6章で示します。



## 第6章 市民協働の推進のための目標と施策

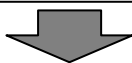
「第4章 市民協働のまちづくりの現状と課題」及び本計画に基づく3年間の取組みの評価を踏まえ、今後、市民協働のまちづくりに取り組んでいくうえでの方向性について、「三原市市民協働のまちづくり指針」で示された5つの推進方策ごとに基本目標、その実現のための基本施策、基本施策に沿って取り組む具体的施策及び達成度を測る指標を掲げます。

そして、具体的施策については項目ごとに、施策の目的、内容、現状、計画期間中の取組み目標、関係課・機関を示します。

### 1 情報を共有できる仕組みづくり

#### 《これまでの取組みの評価》

- ・相互理解による信頼関係を深め、協働の取組みを進めるには、今後も「対話」が重要です。
- ・アンケート調査結果から、「市民と行政が情報を共有できる仕組みづくり」が必要とされていることが明らかになっています。
- ・本計画策定後、情報を共有できる仕組みづくりは進んできましたが、今後は、情報提供・共有の機会や手段の充実や対話の推進にとどまらず、市民協働のまちづくりの実践につなげていく必要があります。



#### 《今後の取組みの方向性》

- ・今後も、情報を提供・共有できる機会や手段の充実を図ります。
- ・市民と行政、市民相互の対話の充実を図ります。
- ・市民協働のまちづくりの実践につながるような情報提供・共有、対話の仕組みを構築します。



#### 《基本目標》

市民と行政、市民相互が理解し、信頼関係を深めるため、情報を提供・共有できる機会や手段を充実するとともに、対話を推進します。

#### 《基本施策》

(1) 情報提供・共有の機会・手段の充実

(2) 対話の推進

#### 《具体的施策》

①市民協働ホームページの活用

②広報紙、ケーブルテレビ等の活用

③出前講座の充実

①テーマ別・地域別の対話の場の拡充

## (1) 情報提供・共有の機会・手段の充実

### ①市民協働ホームページの活用

目的	協働の担い手となる団体等の活動情報，市のまちづくりや協働事業の情報などを集約し共有できる総合情報ネットワークの活用を図ります。
内容	市民協働ホームページの活用方法を検討し，効果的に運営していきます。
現状	平成 22(2010)年 1 月に市民協働に関する総合的な情報サイト「みはら市民協働サイトつなごうねっと」を開設し，情報発信を行っています。平成 23(2011)年 9 月現在，登録団体は 50 団体，トップページのアクセス数は，月平均約 1,600 回です。
取組み 目標	平成 24(2012)年度～ ホームページの運営と掲載内容の拡充
関係課 ・機関	各事業担当課，秘書広報課，情報推進課，まちづくり推進課 社会福祉協議会，ボランティア・市民活動サポートセンター

### ②広報紙，ケーブルテレビ等の活用

目的	市民協働のまちづくりに関する様々な情報をできるだけ多くの市民に提供するため，効果的な広報媒体の活用を図ります。
内容	広報紙「広報みはら」，ケーブルテレビによる広報番組「三原市チャンネル」などの広報媒体を活用し，市民協働に関する情報を提供します。
現状	平成 21(2009)年 4 月から 2 年間，広報みはら及び三原市チャンネルにおいて，市民活動団体の活動と市担当課との協働を紹介しました。また，平成 23(2011)年度は，隔月で広報みはらにおいて，市民提案型協働事業を中心に事業内容及び団体紹介を行っています。
取組み 目標	平成 24(2012)年度～ 広報紙掲載・番組放映の継続・充実
関係課 ・機関	各事業担当課，秘書広報課，まちづくり推進課 三原テレビ放送株式会社



### ③出前講座の充実

目的	市民と行政の間で市政情報を共有するため、市職員等が講師となって市民の身近な場所で市政情報を提供する出前講座の活用を図ります。
内容	市民協働や住民自治活動に関する講座を含め、出前講座のメニューを充実します。
現状	より市民のニーズに対応した講座にするため、毎年、講座の利用状況を集計し、メニューの見直しを行っています。平成 23(2011)年度は、くらし、健康・福祉、文化等、全 71 講座を実施しています。 また、平成 23(2011)年度から出前講座開催時に、市民協働重点推進事業について、チラシ配付や説明を行いました。
取組み目標	平成 24(2012)年度～ 出前講座の広報・周知、メニューの充実
関係課・機関	各事業担当課，生涯学習課，まちづくり推進課

## (2) 対話の推進

### ①テーマ別・地域別の対話の場の拡充

目的	相互理解による信頼関係を深めるため、関係者が対等な立場で情報交換・協議を行う「対話」を推進します。
内容	テーマ（課題）に関心のある人や団体が一堂に会して協議できる場、一定の地域で地域課題などについて協議できる場の拡充に努めます。
現状	テーマ別の対話の場：福祉，防災，環境に加え，子育ての分野でもテーマ別の対話の場の構築が進んでいますが，対話の場が設置されていない分野もあります。 地域別の対話の場：本郷・久井・大和地域においては，住民組織が地域ごとに課題を継続的に協議する対話の場を設置していますが，三原地域については，全域的な取組みがありません。
取組み目標	平成 24(2012)年度～ テーマ別・地域別の対話の場の拡充・充実
関係課・機関	各事業担当課，各支所地域振興課，まちづくり推進課

### 《達成度を測る指標》

目標指標	現状	目標
	平成 23 年度	平成 26 年度
市民協働ホームページトップページ年間アクセス件数	18,500 件	25,000 件
市民協働ホームページの登録団体数	54 団体	120 団体

## 2 市民意識の醸成・職員意識の改革と担い手・推進体制づくり

### 《これまでの取組みの評価》

- ・市民と職員の双方が市民協働への理解を深めるためのフォーラムや講座、研修などを行ってきました。その結果、市民と職員の市民協働への理解が進み、意識も変わりつつありますが、市民活動や地域活動に対する関心が高くない人には、市民協働が十分に浸透していない状況があります。
- ・アンケート調査において、多くの市民活動団体や住民組織が、活動の担い手となる人材の不足を課題として挙げています。さらに、活動の担い手の高齢化により、活動維持が困難になりつつある団体や地域も見られ、人材不足の解消は、喫緊の課題となっています。
- ・市行政においては、協働で取り組む際に、複数の部署が関わることも多いため、縦割りとならない全庁的な推進体制づくりが必要です。



### 《今後の取組みの方向性》

- ・市民の市民協働への理解を深めるための意識啓発をより効果的に行います。
- ・まちづくりの担い手として幅広い人材の育成・確保を図ります。
- ・市行政については、今後も、縦割りとならない全庁的な推進体制づくりを行います。



### 《基本目標》

市民の市民協働に対する意識を高め、協働の担い手を育成・確保するとともに、職員の意識改革を進め、本市の推進体制を整備します。

#### 《基本施策》

(1) 協働意識の醸成

(2) 人材の育成・活用

(3) 市職員の意識改革

(4) 市の推進体制整備

#### 《具体的施策》

①市民協働について理解を深める行事の開催

②広報紙、ケーブルテレビ等の活用(再掲)

①協働を支える人材の養成講座等の開催

②人材バンクの構築・活用

①市民協働に関する職員研修の実施

②職員を対象とした「協働の手引き」の活用

①総合調整機能をもった担当課の機能充実

②部課横断的な組織の運営

③協働推進員の配置

④地域担当職員の配置

## (1) 協働意識の醸成

### ①市民協働について理解を深める行事の開催

目的	市民協働のまちづくりについての市民の共通理解を図ります。
内容	市民協働についてのフォーラムや講演会など、効果的な啓発行事を継続的に開催します。
現状	<u>平成 21(2009)年度以降、毎年度市民協働のまちづくりフォーラムを開催しています。</u> <u>アンケート調査結果から、市民の市民協働への理解は進みつつありますが、関心が高くない人への啓発は十分ではありません。</u>
取組み 目標	平成 24(2012)年度～ フォーラム等の開催
関係課 ・機関	各支所地域振興課、まちづくり推進課 ボランティア・市民活動サポートセンター

### ②広報紙、ケーブルテレビ等の活用 (P. 14 再掲)

## (2) 人材の育成・活用

### ①協働を支える人材の養成講座等の開催

目的	市民活動団体や住民自治組織のリーダーや活動の担い手となる人材の養成・確保を図ります。
内容	市民活動団体や住民自治組織のリーダーや活動の担い手、活動をアドバイスする人を養成するための効果的な講座や研修を体系的かつ継続的に実施するとともに、活動の一助として活用できる手引き等の作成をめざします。
現状	<u>活動の担い手となる人材を養成するために、平成 19(2007)年度からまちづくり連続講座を開催しています。また、平成 22(2010)年度からは市職員と市民活動団体、住民組織等との合同研修会も開催しています。</u> <u>アンケート調査結果から、市民活動団体・住民組織ともに人材不足が課題となっており、引き続き活動を支える人材の養成講座等の開催が必要とされています。</u>
取組み 目標	平成 24(2012)年度～ 体系的かつ継続的な研修プログラムの検討・実施
関係課 ・機関	生涯学習課、青少年女性課、各支所地域振興課、まちづくり推進課 社会福祉協議会、ボランティア・市民活動サポートセンター

## ②人材バンクの構築・活用

目的	市民活動団体や住民自治組織などが抱える活動や組織運営等の課題について、市民の有する技術や知識を活かして解決に導く仕組みの構築を図ります。
内容	市民活動や地域活動の課題解決のため、専門的技術・知識を有する地域人材に関する最新情報を集約した「人材バンク」を構築し、活用します。
現状	生涯学習や福祉、 <u>環境の分野</u> では、人材のデータがある程度蓄積されていますが、人材データは各分野内の関係者間での把握・利用にとどまっており、分野を越えての利活用は行われていません。
取組み 目標	<u>平成 24(2012)年度</u> 人材バンクの設置 <u>平成 25(2013)年度</u> ～ 人材バンクの充実、活用
関係課 ・機関	各事業担当課，各支所地域振興課，まちづくり推進課 社会福祉協議会，ボランティア・市民活動サポートセンター

## (3) 市職員の意識改革

### ①市民協働に関する職員研修の実施

目的	職員の市民協働についての意識改革を行うとともに、市民協働を推進する能力の向上を図ります。
内容	市民協働の考え方や協働を進める手法等を学ぶ職員研修を体系的かつ継続的に実施します。
現状	<u>平成 20(2008)年度から平成 21(2009)年度にかけて、全職員を対象に市民協働のまちづくりに関する職員研修を実施しました。また、平成 22(2010)年度から、各課に配置した協働推進員を対象に市民活動団体、住民組織等との合同研修会を実施しています。</u>
取組み 目標	<u>平成 24(2012)年度</u> ～ 新任職員研修，協働推進員研修，協働手法研修等の 実施
関係課 ・機関	職員課，まちづくり推進課

### ②職員を対象とした「協働の手引き」の活用

目的	市民協働の具体的推進に大きな役割を果たす市の職員において、市民協働の必要性、考え方や進め方についての共通理解を図ります。
内容	職員を対象とした「協働の手引き」を活用していきます。
現状	<u>平成 22(2010)年 3月に職員を対象とした市民協働の手引きを作成しましたが、協働事業の評価や市民提案型協働事業の実施に対応した内容になっていません。</u>
取組み 目標	<u>平成 24(2012)年度</u> ～ 「協働の手引き」の見直し，活用方法の検討
関係課 ・機関	職員課，各支所地域振興課，まちづくり推進課

#### (4) 市の推進体制整備

##### ①総合調整機能を持った担当課の機能充実

目的	市民に対しては市民協働の総合窓口となり，市内部では市民協働の総合調整機能を有する組織体制を整備します。
内容	市民協働の総合窓口となり，総合調整機能を有する組織として設置された市民協働担当課（まちづくり推進課，各支所地域振興課）の機能を充実します。
現状	平成 20(2008)年度に市民協働のまちづくりを推進する総合窓口として，本庁に「まちづくり推進課」，各支所に「地域振興課」を設置しました。
取組み 目標	平成 24(2012)年度～ まちづくり推進課の総合調整機能，各支所地域振興課の地域の総合窓口機能の充実
関係課 ・機関	職員課，各支所地域振興課，まちづくり推進課

##### ②部課横断的な組織の運営

目的	市民協働のまちづくりの取組みを市全体の取組みとするための組織体制を整備します。
内容	部課横断的に設置されている組織を積極的に運営するとともに，さらなる市の推進体制の整備に取り組みます。
現状	平成 22(2010)年 6 月に，市民協働のまちづくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため，平成 19(2007)年 2 月に設置した副市長，部長級職員で構成する「市民協働のまちづくり推進検討委員会」を廃止し，市長，副市長，部長級職員で構成する「市民協働推進本部」を設置するとともに，各課に市民協働の推進の中心的な役割を担う「協働推進員」を配置しています。
取組み 目標	平成 24(2012)年度～ 市民協働推進本部の運営の充実
関係課 ・機関	職員課，各支所地域振興課，まちづくり推進課

### ③協働推進員の配置

目的	市民協働に関する職員の意識改革を進め、全庁的により一層の協働事業の拡充・転換を図るため、各職場でその核となる職員を育成・配置します。
内容	職員の意識改革、協働事業の情報収集や既存事業の見直し、協働手法を取り入れた事業展開やその進捗状況等の管理などに一定の役割を担う「協働推進員」を任命し、各課に配置します。
現状	平成 22(2010)年 6 月に各課に市民協働の推進の中心的な役割を担う「協働推進員」を配置しています。
取組み 目標	平成 24(2012)年度～ 人事異動に伴う協働推進員の更新、研修の実施
関係課 ・機関	職員課、まちづくり推進課

### ④地域担当職員の配置

目的	市民協働、とりわけ一定の地域における市民と行政の協働を推進するため、職員の地域への効果的な関与の仕組みを構築します。
内容	各地域の状況に精通し、各地域における市民協働のまちづくりの取組みに関与する地域担当職員を育成し配置します。
現状	支所の職員を除き、一定の地域を対象として市の窓口となる職員の配置は行われていません。
取組み 目標	平成 24(2012)年度 地域担当職員のあり方、配置方法等の検討、職員の育成 平成 25(2013)年度 モデル地域を設定して試行 平成 26(2014)年度～ 地域を拡大して地域担当職員を配置
関係課 ・機関	職員課、各支所地域振興課、まちづくり推進課

### 《達成度を測る指標》

目標指標	現状	目標
	平成 23 年度	平成 26 年度
市民アンケートで「市民協働のまちづくり」という言葉を知っていると答えた人の割合	34.9% (平成21年度値)	55%
まちづくり活動ルームの登録団体数	58 団体	70 団体
職員アンケートの市民協働に関する理解度	76.3% (平成22年度値)	95%

### 3 市民がまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくり

#### 《これまでの取り組みの評価》

- ・市民協働の前提となる市民の責任ある市政への参画については、パブリックコメント制度の実施や市民提案型協働事業の創設などにより、取り組みを進めてきました。
- ・市民活動団体が行うまちづくり活動への参加については、市民協働のホームページ「みはら市民協働サイトつなごうねっと」の開設により、市民活動団体の参加募集機会の拡充を図っていますが、アンケート調査では、「新しい参加者が増えない」、「若い人の参加が少ない」という課題を挙げている市民活動団体が多い現状があります。
- ・今後、市民協働のまちづくりを実践していくために、より多くの市民がまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくりが必要です。



#### 《今後の取り組みの方向性》

- ・市民のニーズをより多く市政へ反映させるとともに、まちづくりに対して市民がより効果的に力を発揮できるように、これまでの仕組みのあり方を検証し、充実させていきます。
- ・市民活動団体等が行うまちづくり活動に、多くの市民が参加・参画できる仕組みづくりを行います。



#### 《基本目標》

市民が市政に参加・参画できる機会を充実するとともに、市民活動団体等のまちづくり活動への参加・体験を促進します。

##### 《基本施策》

(1) 広報・広聴機能の充実

(2) 計画段階からの市民参画

(3) 活動への参加・体験の促進

##### 《具体的施策》

①「市民の声」や市政に関する懇談会などの充実

②団体の提言等を市政に反映させる仕組みの充実

①市民提案型協働事業の実施

②市事業における協働可能性の検討及び協働事業化の推進

③計画策定に際し市民の声を広く聴く機会の充実

①まちづくり活動に参加・体験できる仕組みの構築

## (1) 広報・広聴機能の充実

### ①「市民の声」や市政に関する懇談会などの充実

目的	市民の市政への参加・参画を促進するため、市民が意見や提案をしやすいよう広報・広聴手段の充実を図ります。
内容	現在行われている「市民の声」や市政に関する懇談会などの広報・広聴手段について見直しを行い、機能を充実します。
現状	市政に関する懇談会：各地域に市長，副市長，部長級職員が出向き，市の主要事業を紹介し，市民からの質問や意見を聴取し回答する形式で行っています。 市民の声：「広報みはら」に折り込んだはがきや電子メール等の方法で，市民から市政への質問や意見を随時受け付けし，対応しています。なお，平成 22(2010)年度は 387 件の声が寄せられています。
取組み目標	平成 24(2012)年度～ 「市民の声」や市政に関する懇談会等の充実
関係課・機関	秘書広報課，政策企画課，まちづくり推進課

### ②団体の提言等を市政に反映させる仕組みの充実

目的	市政やまちづくりへの提言・提案など，市民活動団体や各種団体の市政への積極的かつ建設的な参加・参画を促進する仕組みの充実を図ります。
内容	市民活動団体や各種団体等から，検討を踏まえて提出される提言等について，市民協働の推進の観点から団体との積極的な対話を行い，市政に反映させる仕組みを充実させます。
現状	各種団体等と定期的に意見交換の場を設けて，まちづくりについての提言を受けています。提言後，各事業担当課において対応しています。
取組み目標	平成 24(2012)年度～ 提言等を市政に反映させる仕組みの充実
関係課・機関	秘書広報課，まちづくり推進課



## (2) 計画段階からの市民参画

### ①市民提案型協働事業の実施

目的	市民の提案に基づいた協働事業の拡充を行うことにより、計画段階からの市民参画と市民活動・地域活動の活性化を推進するとともに、新たな地域課題の発見と多様な公共サービスの創出を図ります。
内容	市民活動団体や住民自治組織からの提案をもとに一定の手続きを経て採択された事業について、市の各事業担当課と提案団体等が協働して事業を企画し、実施していきます。
現状	平成 23(2011)年度に市民提案型協働事業を導入し、6 団体から提案された事業を実施しています。
取組み 目標	平成 24(2012)年度～ 制度の本格実施
関係課 ・機関	各事業担当課、各支所地域振興課、まちづくり推進課

### ②市事業における協働可能性の検討及び協働事業化の推進

目的	市が事務事業の協働可能性を検討し、市民に協働事業化の提案を行うことにより、計画段階からの市民参画と市民活動・地域活動の活性化を推進するとともに、多様な公共サービスの創出を図ります。
内容	本市が実施している公共サービス（事務事業）を全庁的に洗い出し、協働の可能性を検討するとともに、市から市民活動団体等に協働事業化を提案し、提案に応じた団体と市の担当課が協働して事業を企画し、実施していく制度を検討し導入します。
現状	平成 20(2008)年度から市の全部署を対象に「協働に関する事業調査」を行い、協働事業を把握してきましたが、現状と課題の分析に留まり、これらの事業の更なる協働推進の可能性の検討や、協働事業として取り組んでいない事業も含めた事務事業全体の協働可能性の検証はできていません。
取組み 目標	平成 24(2012)年度 制度実施に向けた検討 平成 25(2013)年度 制度の試行実施 平成 26(2014)年度～ 制度の本格実施
関係課 ・機関	各事業担当課、総務課、政策企画課、各支所地域振興課、まちづくり推進課

### ③計画策定に際し市民の声を広く聴く機会の充実

目的	市の計画策定において、市民の声を広く聴く機会の充実を図ります。
内容	計画策定に際して、素案を公表し意見を求めるパブリックコメント（意見公募）制度*の積極的な活用はもとより、策定過程での意見交換会やワークショップ*の開催などパブリックインボルブメント手法*の導入を推進します。
現状	<u>平成 20(2008)年度からパブリックコメント制度を導入しており、平成 22(2010)年度は、3 計画に対して、10 人から 13 件の意見がありました。</u> <u>また、きれいな三原まちづくり条例や三原市男女共同参画推進条例の策定過程の一部に、パブリックインボルブメント手法を導入しました。</u>
取組み 目標	平成 24(2012)年度～ <u>パブリックコメント制度、パブリックインボルブメント手法の活用・充実</u>
関係課 ・機関	各事業担当課，秘書広報課，まちづくり推進課

### (3) 活動への参加・体験の促進

#### ①まちづくり活動に参加・体験できる仕組みの構築

目的	市民がまちづくり活動に参加しやすい仕組みを構築することにより、市民のまちづくり活動への参加意識の醸成及び活動団体への参加者の拡大を図ります。
内容	市民が気軽に市民活動団体などのまちづくり活動に参加・体験できるイベントや仕組みを構築します。市民協働を将来にわたって根付かせるため、特に、ボランティア活動や地域活動への関心が高くない若い世代や次代を担う子どもたちが参加・体験できる取組みをめざします。 また、大学等との連携をいかした取組みを進めるほか、企業の地域における社会貢献を支援していきます。
現状	<u>平成 22(2010)年 1 月に開設した「みはら市民協働サイトつなごうねっと」</u> <u>において、登録団体により活動への参加募集情報を発信しています。また、</u> <u>ボランティア・市民活動サポートセンターでは、ボランティアをしたい人と必要とする人や団体をつないで支援しています。</u>
取組み 目標	平成 24(2012)年度～ 団体の活動情報やイベント情報の提供手段の拡充 参加・体験を促進するキャンペーンやイベントの実施
関係課 ・機関	各事業担当課，学校教育課，生涯学習課，青少年女性課，各支所地域振興課， まちづくり推進課 ボランティア・市民活動サポートセンター

《達成度を測る指標》

目標指標	現状	目標
	平成 23 年度	平成 26 年度
市民提案型協働事業の提案団体数（延べ団体数）	6 団体	30 団体
市民協働ホームページの団体更新回数	156 回	300 回

## 4 市民活動、地域活動がしやすい環境づくり

### 《これまでの取り組みの評価》

- ・市民活動団体や住民組織には、「人材」「財源」「活動の場」など様々な課題が存在していることが、アンケート調査結果にも表れています。
- ・市民協働のまちづくりを市民側から推進していく体制づくりについては、テーマごとの協働の担い手のネットワークの構築は進んでいますが、テーマを超えた連携は、まだ十分ではありません。
- ・協働の担い手のネットワーク形成を促進する取り組みや、市民活動団体や住民組織、行政など多様な主体をつなぐ役割を担う中間支援組織の必要性が高まっています。



### 《今後の取り組みの方向性》

- ・市民活動団体や住民組織の活動基盤を強化していくための様々な支援を行います。さらに、地域課題を地域の協働により解決できる仕組みづくりを推進します。
- ・ボランティア・市民活動サポートセンター等の機能強化及び充実を図ります。



### 《基本目標》

市民活動や地域活動が活発化するよう、活動拠点の確保・充実、担い手のネットワークづくり、自立化に向けた活動支援策や活動支援機能の充実を行うとともに、地域課題を地域で解決する取り組みの支援を推進します。

#### 《基本施策》

(1) 活動拠点の確保・充実

#### 《具体的施策》

①公民館・コミュニティセンター機能の再構築

②集会施設の整備

(2) 協働の担い手のネットワークの形成

①協働の担い手のネットワーク形成の促進

(3) 市民活動・地域活動への助成

①まちづくり活動（市民活動）への助成

②住民組織活動（地域活動）への助成

③各分野における活動助成の見直し

(4) 活動支援機能の充実

①ボランティア・市民活動サポートセンターの機能拡充

②地域における活動支援機能の充実

(5) 地域課題を地域で解決する取り組みへの支援

①地域のまちづくりへの助成・支援

## (1) 活動拠点の確保・充実

### ①公民館・コミュニティセンター機能の再構築

目的	地域における市民活動・地域活動拠点の確保・充実を図ります。
内容	生涯学習拠点として整備されてきた公民館・コミュニティセンターについて、市民協働のまちづくり推進の観点から、地域活動の拠点としての役割を果たせるよう機能の再構築を行います。
現状	<u>公民館・コミュニティセンターは、住民組織等の代表者等の代表者で構成される運営委員会によって、地域の実情に合わせて自主的に運営されています。運営委員会と連携を取りながら、特色あるコミュニティ活動を促進し、地域活動の活性化を図っています。</u>
取組み 目標	平成 24(2012)～26(2014)年度 <u>公民館・コミュニティセンターのあり方の検討</u>
関係課 ・機関	生涯学習課，各支所地域振興課，まちづくり推進課

### ②集会施設の整備

目的	住民組織等の活動の場の確保・充実を図ります。
内容	住民組織の行う地域集会所の整備を助成するとともに、地域の拠点となる施設については、機能を充実します。
現状	地域の集会施設については、市の助成を受けて住民組織が整備した地域集会所と行政が整備した集会施設があります。 <u>これらの施設は、地域の活動拠点となっている施設から、一つの集落のみで使用している施設まで多様な状況であり、集会施設の管理運営方法の統一化が検討されています。</u>
取組み 目標	平成 24(2012)年度～ <u>地域集会所整備への補助の継続，拠点施設の充実</u>
関係課 ・機関	各支所地域振興課，まちづくり推進課

## (2) 協働の担い手のネットワークの形成

### ①協働の担い手のネットワーク形成の促進

目的	まちづくりや地域課題に取り組んでいる協働の担い手が交流し、力を結集できる仕組みづくりを行います。
内容	テーマ別や地域別のネットワークの形成に取り組みます。
現状	<u>テーマ別のネットワーク形成：福祉，防災，環境に加え，子育ての分野でも協働の担い手のネットワークが構築されつつあります。</u> <u>地域別のネットワーク形成：本郷・久井・大和地域においては，住民組織が地域ごとにネットワークを構築されていますが，三原地域については，全域的なネットワーク構築は進んでいません。</u>
取組み目標	<u>平成 24(2012)年度～</u> テーマ別・地域別のネットワーク形成の促進
関係課・機関	各事業担当課，各支所地域振興課，まちづくり推進課 社会福祉協議会，ボランティア・市民活動サポートセンター

## (3) 市民活動・地域活動への助成

### ①まちづくり活動（市民活動）への助成

目的	市民活動団体への活動助成を行います。
内容	<u>市民活動団体の立ち上げ支援など効果的な支援策を講じます。</u>
現状	<u>平成 23(2011)年度市民提案型協働事業の導入に伴い，まちづくり支援事業を段階的に廃止し，立ち上げ初期の市民活動団体を支援する市民活動団体育成事業を導入しました。</u>
取組み目標	<u>平成 24(2012)年度～</u> 市民活動団体育成事業の運用
関係課・機関	各支所地域振興課，まちづくり推進課 ボランティア・市民活動サポートセンター

## ②住民組織活動（地域活動）への助成

目的	住民組織への活動助成を行います。
内容	住民組織活動への助成について見直しを行い，効果的な支援策を講じます。
現状	住民組織への助成については，平成 20(2008)年度から，三原地域の協力費（報償費）を住民組織に支給する制度に統一するとともに，地域課題解決や地域活性化に取り組む住民組織（活動中核組織，町内会連合会等を想定）及び人材育成活動を行う地区連合組織に対しては，組織規模や活動内容に応じた活動助成を行っています。
取組み 目標	平成 24(2012)年度 現行制度の運用 平成 25(2013)年度 地域のまちづくり支援制度の構築に伴う助成制度の検討 平成 26(2014)年度～ 見直し後の助成制度の運用
関係課 ・機関	各支所地域振興課，まちづくり推進課

## ③各分野における活動助成の見直し

目的	市民活動や地域活動のニーズを反映しながら，市民協働のまちづくりにふさわしい助成制度の構築を図ります。
内容	各行政分野における活動団体への助成を総合的に見直し，効率的・効果的な助成制度を構築します。
現状	住民組織など活動団体の自主的活動に対して助成や委託を行っている行政分野は幾つかありますが，市民協働の観点からの総合的な見直しは行われていません。
取組み 目標	平成 24(2012)～25(2013)年度 活動助成制度の全市的見直しの検討 平成 26(2014)年度～ 見直し後の助成制度の運用
関係課 ・機関	各事業担当課，各支所地域振興課，まちづくり推進課 社会福祉協議会，ボランティア・市民活動サポートセンター

#### (4) 活動支援機能の充実

##### ① ボランティア・市民活動サポートセンターの機能拡充

目的	市民活動団体への総合的な支援機能の充実を図ります。
内容	ボランティア・市民活動サポートセンターの支援機能を拡充します。
現状	市が社会福祉協議会に委託して運営しているボランティア・市民活動サポートセンターは、三原市全域を対象にボランティア活動や市民活動の総合相談・コーディネート*などを行っていますが、様々な分野の相談に十分に対応できていない状況があります。また、同センターには情報提供・共有スペースや交流スペースがあり、市民活動団体等に利用されていますが、活動のための会議室・作業室等は十分に整備されていません。
取組み 目標	平成 24(2012)年度 中間支援組織のあり方の検討 平成 25(2013)年度～ 支援機能の拡充
関係課 ・機関	各支所地域振興課，まちづくり推進課 社会福祉協議会，ボランティア・市民活動サポートセンター

##### ② 地域における活動支援機能の充実

目的	本郷・久井・大和地域における市民活動団体の支援機能の充実を図ります。
内容	ボランティア・市民活動サポートセンターが有する活動支援機能を、本郷・久井・大和の各地域においても構築します。
現状	本郷・久井・大和の社会福祉協議会地域センターにおいて、ボランティア活動や市民活動の相談に対応し、必要に応じてボランティア・市民活動サポートセンターと連携を取っています。
取組み 目標	平成 24(2012)年度 中間支援組織の地域展開のあり方の検討 平成 25(2013)年度～ 本郷・久井・大和地域における支援機能の拡充
関係課 ・機関	各支所地域振興課，まちづくり推進課 社会福祉協議会，ボランティア・市民活動サポートセンター



## (5) 地域課題を地域で解決する取組みへの支援

### ①地域のまちづくりへの助成・支援

目的	各地域において、地域の課題は地域で考え解決するという自主的・主体的なまちづくり活動を推進するための仕組みづくりを行います。
内容	地域の担い手の力を結集し、地域課題の解決や特色を活かしたまちづくりを行うための地域プラン作成を助成・支援するとともに、作成された地域プランの実施について助成・支援する制度を検討し構築します。
現状	住民組織の行う地域活動への助成は、平成 20(2008)年度から実施されていますが、地域課題や今後のまちづくりについて、地域を挙げて協議し、計画的に取り組んでいる事例は多くありません。
取組み 目標	平成 24(2012)～25(2013)年度 モデル地域における地域プラン作成・ 実施支援制度の試行 平成 26(2014)年度～ 全市域を対象とした制度の実施
関係課 ・機関	各支所地域振興課，まちづくり推進課

### 《達成度を測る指標》

目標指標	現状	目標
	平成 23 年度	平成 26 年度
市民活動団体育成事業の申請団体数（延べ件数）	2 団体	17 団体
ボランティア・市民活動サポートセンターのボランティア登録団体数	82 団体	91 団体

## 5 協働を評価し推進する仕組みづくり

### 《これまでの取組みの評価》

- ・市民提案型協働事業の導入により、協働に適している事業における企画段階からの協働事業の取組みが進みつつあります。
- ・しかし、協働事業の中には、行政主導で実施されており、協働の担い手の特性を十分に発揮できていない事業もまだ多くみられます。
- ・協働事業の評価・公表する仕組みはまだ構築されていません。



### 《今後の取組みの方向性》

- ・協働による相乗効果をより高める事業の展開と公表による活動の透明性を確保するため、協働事業の評価・公表する仕組みの構築を図ります。
- ・市民からの提案や行政内部の事業手法見直しなどにより、協働に適した事業の協働事業化を積極的に推進します。



### 《基本目標》

評価によるさらなる事業展開と公開による活動の透明性を確保しながら、市民と行政との協働事業を積極的に推進します。

#### 《基本施策》

(1) 適正な評価・公表の仕組みの構築

(2) 協働事業の積極的推進

#### 《具体的施策》

①協働事業の評価・公表ガイドラインの作成・運用

①モデル的な協働事業の実施・評価

②市民提案型協働事業の実施（再掲）

③市事業における協働可能性の検討及び協働事業化の推進（再掲）

## (1) 適正な評価・公表の仕組みの構築

### ①協働事業の評価・公表ガイドライン\*の作成・運用

目的	市民協働の実践による経験を蓄積し、その後の協働事業に活かすとともに、協働事業の信頼性や市民の参加意欲を高めるため、協働事業を評価・公表する仕組みを構築します。
内容	協働事業を評価・公表するガイドラインを作成し運用します。
現状	<u>市民提案型協働事業をモデルケースとして、評価・公表の手法について検討を行っています。</u>
取組み 目標	<u>平成 24(2012)年度</u> 協働事業の評価・公表ガイドラインの作成・運用 <u>平成 25(2013)年度</u> ～ ガイドラインの運用
関係課 ・機関	総務課, まちづくり推進課

## (2) 協働事業の積極的推進

### ①モデル的な協働事業の実施・評価

目的	各分野における協働事業の理想的な進め方を構築します。
内容	幾つかの協働事業を協働モデル事業と位置づけて取り組むとともに、その評価を行い、協働事業のあるべき形を探ります。
現状	<u>平成 23(2011)年度から市民提案型協働事業を協働モデル事業として位置づけて取り組むとともに、協働事業の評価・公表ガイドラインの作成の参考としています。</u>
取組み 目標	<u>平成 24(2009)年度</u> ～ 協働モデル事業の選定, 事業実施, 評価
関係課 ・機関	各事業担当課, まちづくり推進課

### ②市民提案型協働事業の実施 (P. 23 再掲)

### ③市事業における協働可能性の検討及び協働事業化の推進 (P. 23 再掲)

## 6 具体的施策の項目別年次計画

本章で示した具体的施策の項目ごとに、計画期間中の各年度の取り組み目標をまとめると次の表になります。

### 《推進方策1 情報を共有できる仕組みづくり》

基本施策	具体的施策	計画期間		
		24年度	25年度	26年度
(1) 情報提供・共有の機会・手段の充実	① 市民協働ホームページの活用	● ホームページの運営と掲載内容の拡充		
	② 広報紙、ケーブルテレビ等の活用	● 広報紙掲載・番組放映の継続・充実		
	③ 出前講座の充実	● 出前講座の広報・周知、メニューの充実		
(2) 対話の推進	① テーマ別、地域別の対話の場の拡充	● テーマ別・地域別の対話の場の拡充・充実		

### 《推進方策2 市民意識の醸成・職員意識の改革と担い手・推進体制づくり》

基本施策	具体的施策	計画期間		
		24年度	25年度	26年度
(1) 協働意識の醸成	① 市民協働について理解を深める行事の開催	● フォーラム等の開催		
	② 広報紙、ケーブルテレビ等の活用（再掲）	● 広報紙掲載・番組放映の継続・充実		
(2) 人材の育成・活用	① 協働を支える人材の養成講座等の開催	● 体系的・継続的な研修プログラムの検討・実施		
	② 人材バンクの構築・活用	● 人材バンクの設置	● 人材バンクの充実・活用	
(3) 市職員の意識改革	① 市民協働に関する職員研修の実施	● 研修の実施		
	② 職員を対象とした「協働の手引き」の活用	● 「協働の手引き」の見直し、活用方法の検討		
(4) 市の推進体制整備	① 総合調整機能を持った担当課の機能充実	● 機能の充実		
	② 部課横断的な組織の運営	● 市民協働推進本部の運営の充実		
	③ 協働推進員の配置	● 協働推進員の更新、研修の実施		
	④ 地域担当職員の配置	● 地域担当職員の検討・育成	● モデル地域を設定し試行	● 地域を拡大し職員を配置

《推進方策3 市民がまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくり》

基本施策	具体的施策	計画期間		
		24年度	25年度	26年度
(1) 広報・広聴機能の充実	①「市民の声」や市政に関する懇談会などの充実	●「市民の声」や市政に関する懇談会等の充実		
	②団体の提言等を市政に反映させる仕組みの充実	●提言等を市政に反映させる仕組みの充実		
(2) 計画段階からの市民参画	①市民提案型協働事業の実施	●制度の本格実施		
	②市事業における協働可能性の検討及び協働事業化の推進	●実施に向けた検討	●制度の試行実施	●制度の本格実施
	③計画策定に際し市民の声を広く聴く機会の充実	●パブリックコメント制度、パブリックインボルブメント手法の活用・充実		
(3) 活動への参加・体験の促進	①まちづくり活動に参加・体験できる仕組みの構築	●情報の提供手段の拡充、イベントの実施		

《推進方策4 市民活動、地域活動がしやすい環境づくり》

基本施策	具体的施策	計画期間		
		24年度	25年度	26年度
(1) 活動拠点の確保・充実	①公民館・コミュニティセンター機能の再構築	●公民館等のあり方の検討		
	②集会施設の整備	●補助の継続、拠点施設の充実		
(2) 協働の担い手のネットワークの形成	①協働の担い手のネットワーク形成の促進	●テーマ別・地域別のネットワーク形成の促進		
(3) 市民活動・地域活動への助成	①まちづくり活動（市民活動）への助成	●市民活動団体育成事業の運用		
	②住民組織活動（地域活動）への助成	●現行制度の運用	●地域のまちづくり支援制度構築に伴う助成制度の検討	●見直し後の助成制度の運用
	③各分野における活動助成の見直し	●活動助成制度の全市見直しの検討		●見直し後の助成制度の運用

基本施策	具体的施策	計画期間		
		24年度	25年度	26年度
(4)活動支援機能の充実	①ボランティア・市民活動サポートセンターの機能拡充	●中間支援組織のあり方の検討	●支援機能の拡充	
	②地域における活動支援機能の充実	●中間支援組織の地域展開のあり方の検討	●地域における支援機能の拡充	
(5)地域課題を地域で解決する取り組みへの支援	①地域のまちづくりへの助成・支援	●モデル地域における地域プラン作成・実施、支援制度試行		●全市域での制度の実施

《推進方策5 協働を評価し推進する仕組みづくり》

基本施策	具体的施策	計画期間		
		24年度	25年度	26年度
(1)適正な評価・公表の仕組みの構築	①協働事業の評価・公表ガイドラインの作成・運用	●評価・公表ガイドラインの作成・運用	●ガイドラインの運用	
(2)協働事業の積極的推進	①モデル的な協働事業の実施・評価	●協働モデル事業の選定、事業実施、評価		
	②市民提案型協働事業の実施(再掲)	●制度の本格実施		
	③市事業における協働可能性の検討及び協働事業化の推進(再掲)	●実施に向けた検討	●制度の試行実施	●制度の本格実施

## 第7章 計画の推進にあたって

本計画に実効性を持たせ、市民協働のまちづくりを着実に推進していくためには、庁内外の体制整備を確実に進めるとともに、計画の適切な進行管理を行うことが必要です。

### 1 計画の推進体制の整備

#### (1) 市民協働推進委員会の継続設置

市民協働のまちづくりに関する施策の進捗・管理や推進策の検討を行うため、引き続き、外部委員会として「三原市市民協働推進委員会」を継続設置します。

#### (2) 市民協働の視点に立った行政体制の整備

「第6章－2－(4)市の推進体制整備」に掲げたとおり、今後も市民協働の視点に立って、効率的・機動的な組織・機構体制を検討し、整備を図ります。

#### (3) 市民協働の推進に関する条例の検討

本市の市民協働のまちづくりは、長期総合計画に基づき策定したガイドラインとしての指針と行動計画としての本計画をもとに進めますが、全国的には、市民協働推進条例やいわゆる自治基本条例を制定して進めている自治体もあるため、今後さらに本格的に市民協働を進めるにあたり、幅広い観点から条例の制定について検討します。

### 2 計画の進行管理

本計画の進捗状況は、毎年度、各具体的施策の関係課による自己評価を行うとともに、主要な施策については、市民協働推進本部（庁内委員会）及び市民協働推進委員会（外部委員会）による評価を行い、適切な進行管理を行います。

資 料



【資料1】

用語解説

頁	用語	解説・意味
1	まちづくり	道路や公園の建設などハード分野の「街づくり」だけでなく、健康づくりや人材の育成などのソフト分野まで住み良い環境を築くための取組全般。
2	ライフスタイル	個人や集団の生き方。
2	ニーズ	必要。欲求。要求。
2	ボランティア	自発的に事業に参加する人。特に、社会事業活動に無報酬で参加する人。
2	NPO	[nonprofit organization] 最狭義では「特定非営利活動促進法」に基づき設立された法人（特定非営利活動法人）をさすが、本計画では、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体を広くさすこととし、特定非営利活動法人は「NPO法人」とする。
2	ノウハウ	ある目的に必要な技術などの知識・経験の蓄積。
2	地方分権	中央政府の権限をできるだけ地方政府に委譲し、中央政府と地方政府との間に適切なバランスを作り出すこと。日本においては、地方分権推進委員会による第1次から第4次の勧告を受けて平成11（1999）年にいわゆる「地方分権一括法」が成立し、機関委任事務（地方自治体の長・機関を国の機関とみなして、法律や政令で事務を委任し、中央政府が統制する）制度の廃止などが決まった。
3	公共サービス	個人レベルでは解決できないことや非効率になることを社会全体で補い、提供するサービスのこと。このうち行政が実施主体となっていくものを行政サービスという。従来は、行政が中心となっていくサービスだけが公共サービスと言われていたが、介護や子育てなど以前は家庭内で行われていた私的活動においても、経済・社会構造の変化に伴い公共サービスとして提供されることが増えてきており、その範囲は広がっている。
3	地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りにかかわり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団をさす。
4	地域活動	特定の地域で行われる市民活動。
5	プロセス	手順。過程。経過。
24	ワークショップ	専門家の助言を受けながら、参加者が共同で研究や創作を行う場。
24	パブリックコメント（意見公募）制度	行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、案に対して広く市民等から意見や情報を提出してもらう機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。
24	パブリックインボリューション手法	行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、市民に情報を公開し、行政と市民が対話を重ね、その結果を政策立案等へ反映させる市民参画の手法。
30	コーディネート	物事を調整し、全体をまとめること。
33	ガイドライン	具体的に運用する際に守られるべき指針や手引き。

## 三原市市民協働推進委員会設置要綱

平成20年3月31日  
要綱第37号

(設置)

第1条 住民協働都市構想の実現に向けて、三原市市民協働のまちづくり指針の具体的な施策又は取り組みについて検討・評価し、協働によるまちづくりの推進を図るため、三原市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市民協働のまちづくり推進計画策定に関すること。
- (2) 協働を推進するための施策の検討に関すること。
- (3) 市民活動団体等の育成及び支援に関すること。
- (4) 市民と行政の協働事業の推進に関すること。
- (5) その他協働の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市民活動団体関係者
- (2) 住民組織関係者
- (3) 企業関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。

2 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 効果的な運営を図るため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 部会の委員の任期は、当該部会の任務が完了するまでとする。

4 部会の所掌に属された事項については部会の決定をもって委員会の決定とみなす。

5 第5条の規定は、部会の部会長及び副部会長について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
(三原市市民協働のまちづくり指針策定懇話会設置要綱の廃止)
- 2 三原市市民協働のまちづくり指針策定懇話会設置要綱（平成 19 年三原市要綱第 22 号）は、廃止する。

### 三原市市民協働推進委員会委員名簿

(敬称略, 委員は五十音順)

役 職	氏 名	所 属
会 長	近 藤 敏	県立広島大学 保健福祉学部
副 会 長	岐 美 宗	国立広島商船高等専門学校 流通情報工学科
委 員	安 藤 志 保	公募委員
委 員	鑑 本 智 昭	三原市福祉のまちづくり推進協議会
委 員	岡 田 妙 子	三原市PTA連合会
委 員	小 川 和 子	三原市ボランティア・市民活動サポートセンター
委 員	兼 本 達 雄	本郷町町内会長連合会
委 員	糺 谷 節 夫	三原市防災ネットワーク
委 員	作 田 佳 史	社団法人 三原青年会議所
委 員	竹 原 茂	中之町連合自治会
委 員	出 口 眞 理 子	みはらウイメンズネットワーク
委 員	寺 岡 昭 雄	大和町自治振興連合会
委 員	中 村 隆 行	特定非営利活動法人 ひろしまNPOセンター
委 員	西 谷 繁 騎	久井町自治区連合会
委 員	北 辰 賢 二	公募委員

(平成 23 年度)

## 「三原市市民協働のまちづくり推進計画」改定経過

年月日	主 な 事 項	内 容
平成 23(2011)年 7月 5日	第 1 回市民協働推進本部会議	○市民協働重点推進事業について ○市民との協働の取り組みについて
9月 28日	第 1 回市民協働推進委員会	○フォーラムの開催について ○委員会の取り組みについて
9月 30日	市民協働推進委員会 第 1 回推進計画部会	○推進計画の見直しについて ○市民協働のまちづくりに関するアンケートについて
10月 5日～ 10月 17日	市民協働のまちづくりに関するアンケート調査（住民組織）実施	
10月 11日～ 10月 20日	市民協働のまちづくりに関するアンケート調査（市民活動団体）実施	
10月 13日	市民協働推進委員会 第 1 回事業推進部会	○部会スケジュールについて ○フォーラムの開催について
10月 28日	市民協働推進委員会 第 2 回推進計画部会	○市民協働のまちづくりに関するアンケートについて ○推進計画の取組み状況について
11月 2日	市民協働推進委員会 第 2 回事業推進部会	○フォーラムの開催について ○部会スケジュールについて
11月 15日	市民協働推進委員会 第 3 回推進計画部会	○市民協働のまちづくりに関するアンケートについて ○推進計画の見直しについて
11月 17日	市民協働推進委員会 第 3 回事業推進部会	○フォーラムの開催について ○部会スケジュールについて
11月 30日	第 2 回市民協働推進委員会	○フォーラムの開催について ○推進計画について
12月 12日	市民協働推進委員会 第 4 回推進計画部会	○推進計画の改定（案）について
平成 24(2012)年 1月 11日	市民協働推進委員会 第 5 回推進計画部会	○推進計画の改定（案）について
1月 22日	「市民協働のまちづくりフォーラム」開催	
1月 25日	市民協働推進委員会 第 6 回推進計画部会	○推進計画の改定（案）について
2月 22日	第 2 回市民協働推進本部会議	○推進計画（素案）について
3月 27日	第 3 回市民協働推進委員会	○推進計画（素案）について

三原市市民協働のまちづくり推進計画

発行：三原市

(三原市生活環境部まちづくり推進課)

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

TEL 0848-67-6184

FAX 0848-67-6199

<http://www.city.mihara.hiroshima.jp>